

# 社会福祉法人新宿区障害者福祉協会情報公開規程施行規則

## (目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人新宿区障害者福祉協会情報公開規程(以下「規程」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

## (用語の定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、次の各号に定めるものを除くほか、規程で定める用語の例による。

- (1)部 社会福祉法人新宿区障害者福祉協会組織規程第3条に規定する部をいう。
- (2)責任者 前号に規定する部の責任者をいう。

## (公開請求書)

第3条 規程第6条に規定する公開請求書は、情報公開請求書(第1号様式)によるものとする。

## (公開決定通知書等)

第4条 規程第10条及び第11条の規定による決定の通知は、次の名号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

- (1)文書の公開をする場合(一部公開を含む) 情報公開決定通知書(第2号様式)
- (2)文書の公開をしない場合 情報非公開決定通知書(第3号様式)
- (3)文書の公開の決定を延期する場合 情報公開決定延期通知書(第4号様式)

## (任意公開の請求書)

第5条 規程第15条の規定による公開の請求は、情報公開任意請求書(第5号様式)により行うものとする。

2 前項の請求に対する決定の通知は、前条の規定を準用する。

## (文書の公開)

第6条 文書の公開(任意公開の場合を含む。以下同じ。)は、当該文書を管理している部において行うものとする。

- 2 文書の公開は、責任者が指定する日時及び場所において職員の立会いのもとに行うものとする。
- 3 前項の場合において、文書の公開を受けるものは、当該文書を丁寧に取り扱い、汚損又は抜き取りをしてはならない。
- 4 責任者は、前項の規定に違反するもの又は違反するおそれがあると認められるものに対しては、公開を中止させ、又は禁止することができる。

## (写しの交付)

第7条 文書の写しの交付は、1件の請求につき1部とする。

## (費用の負担)

第8条 規程第13条第3項の規定に基づき、文書の写しの作成に要する費用の額は、別表に定めるところとし、写しの送付に要する費用の額は、当該写しの送付に係わる郵便料金の額とする。

2 前項の費用は、前納しなければならない。

## (職員の責務)

第9条 職員は、文書の公開が円滑に行われるように、当該請求に係わる相談に積極的に応じなければならない。

## (補則)

第11条 この規則の施行について必要な事項は、理事長が定める。

附則

この規則は、平成22年5月29日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

別表

区分	単位	金額
電子複写機により作成した文書の写し	A3判以下 1枚	10円
外部委託を必要とする文書の写し		実費額

(第1号様式)

情報公開請求書

年 月 日

社会福祉法人新宿区障害者福祉協会理事長あて

(請求者)

社会福祉法人新宿区障害者福祉協会情報公開規程第6条の規定に基づき、次のとおり情報の公開を請求する。

1 公開請求する文書又は内容	
2 請求者の区分 (当該する区分を○で囲み 当該項目を記入する)	1 区内に住所を有する者
	2 区内に事務所又は事業所を有する個人及び法人 その他の団体 【事務所又は事業所の所在地】

	3 区内に存する事務所又は事業所に勤務する者 【事務所又は事業所の所在地・名称】
	4 協会と利害関係のある者 【住所・氏名のほか利害関係の内容】
	5 上記に属さない者
3利用目的	

(第2号様式)

## 情報公開決定通知書

番 号  
年 月 日

様

社会福祉法人新宿区社会福祉協会理事長名

年 月 日付けで公開請求のあった文書について、社会福祉法人新宿区障害者福祉協会情報公開規程第10条第1項の規定に基づき、次のとおり公開することと決定しましたので通知します。なお、一部公開の決定に異議のある場合は、この通知書を受理した日から起算して、60日以内に、協会理事長に対して異議の申立をすることができます。

1 公開請求された文書又は内容	
2 文書公開の場所	
3 文書公開の日時	午前 平成 年 月 日 午後 時 分から
4 一部公開とした部分及びその理由	
5 担当部・担当者	部署名 担当者名

<p>(注)</p> <p>1 閲覧等の際には、この通知書を担当者に提示してください。</p> <p>2 写しの交付を要求する場合は、交付に要する費用等を負担いただきます。</p> <p>3 当日都合の悪い場合は、あらかじめ連絡してください。</p>	

(第3号様式)

## 情報非公開決定通知書

様

社会福祉法人新宿区障害者福祉協会理事長名

年 月 日付で公開請求のあった文書について、社会福祉法人新宿区障害者福祉協会情報公開規程10条第2項の規定に基づき、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。なお、この決定に異議のある場合は、この通知書を受理した日から起算して、60日以内に、協会理事長に対して異議の申立をすることができます。

1 公開請求された文書又は内容	
2 公開をしない理由	
3 公開ができることとなる時期	〇〇関係の文書の公開については、平成 年 月 日以降は公開請求に対応することができます。
4 担当部・担当者	部署名                      担当者名

(第4号様式)

## 情報公開決定延期通知書

番 号  
年 月 日

様

社会福祉法人新宿区障害者福祉協会理事長名

年 月 日付けで公開請求のあった文書について、社会福祉法人新宿区障害者福祉協会  
情報公開規程第11条第3項の規定に基づき、公開するかどうかの決定期間の延長をしたので通知しま  
す。

1 公開請求された文書又は内容	
2 延長する期間	平成 年 月 日
3 延長の理由	
4 担当部・担当者	部署名 担当者名

(第5号様式)

## 情報公開(任意)請求書

年 月 日

社会福祉法人新宿区障害者福祉協会理事長名あて

(請求者)

社会福祉法人新宿区障害者福祉協会情報公開規程15条の規定に基づき、次のとおり情報の公開を  
求める。

1 求める文書又は内容	
2 利用目的	